

2024年6月10日

千葉大学学長選考・監察会議委員各位

千葉大学経営協議会委員各位

千葉大学教育研究評議会評議員各位

千葉大学ユニオン 委員長

久住 庄一郎

## 学長選考・監察会議の委員選出に関わる学内規程の改正等の提案書

平素より大学運営にご尽力いただいていることに、敬意を表します。

さて千葉大学ユニオンは、2024年1月25日に公示された千葉大学学長選考の結果に関連し、本学の学長選考・監察会議の委員の選出に関して、以下のように問題点を指摘するとともに、具体的な改善案を提起します。関係各位におかれましては、学長選考・監察会議、経営協議会、教育研究評議会において、この提案を議論していただけますよう要望します。また、この提案について、関係各位と協議する場を持つことも要望します。

### 【要旨】

1. 国立大学法人ガバナンス・コードは学長選考・監察会議の「中立性・公正性」を要請
  - ・ 国立大学法人は、国立大学法人ガバナンス・コードの改訂版で、学長選考・監察会議の「中立性・公正性」を要請されている。
2. 主要国立大学の学長（総長）選考・監察会議の委員の選出
  - ・ 主要国立大学では、国立大学法人ガバナンス・コードの改訂版をうけて、学長（総長）選考・監察会議について、以下の4点の改革を実施する流れ。1) 利益相反の防止、2) 学外委員の任期制限、3) 学外委員を投票で選出、4) ダイバーシティの確保。
3. 千葉大学の学長選考・監察会議の委員の選出の問題点
  - ・ 本学の選考会議の委員の選出は、国立大学法人ガバナンス・コードの遵守という点で、以下の4点に問題。1) 利益相反の防止体制の欠如、2) 任期制限の欠如、3) 学外委員の選出は事実上、学長の指名、4) ダイバーシティの確保体制の欠如。
4. 千葉大学の学長選考・監察会議の委員の選出に関わる学内規程改正の提案
  - ・ 千葉大学での上記4つの問題点の解消のために、学長選考・監察会議、経営協議会、および教育研究評議会は、学長選考・監察会議規程の改正、経営協議会規程の改正、および新たな申合せの制定、に取り組むべき。

## 【本文】

### 1. 国立大学法人ガバナンス・コードは学長選考・監察会議の「中立性・公正性」を要請

2020年に、文部科学省・内閣府・国立大学協会が「国立大学法人ガバナンス・コード」を策定して以来、各国立大学が同ガバナンス・コードを遵守することは、社会的要請となっています。

また、2022年改訂の同ガバナンス・コード最新版では、「原則3-3-4学長選考・監察会議の委員の選任方法等の公表」の項で、学長選考・監察会議（以下、選考会議と略すことがあります）に関して、「中立性・公正性を担保する」よう求めています。

### 2. 主要国立大学の学長（総長）選考・監察会議の委員の選出

こうしたなかで、わが国の主要国立大学では、学長（総長）選考・監察会議の委員の選出について、次のような対応を取っています。

- 1) **利益相反の防止**：利益相反に関わる事由の存在のため公正かつ中立的な判断を行うことが困難であると認められる者は、選考会議の委員に選出しないことを、規程等で定めています（例：大阪大学、広島大学）。
- 2) **学外委員の任期制限**：選考会議の学外委員の任期を、通算6年までと規則で制限したり（例：東京大学）、選考会議の学外委員の選出母体である経営協議会の学外委員（任期2年）の再任を、最大3回までと規程で制限しています（例：大阪大学）。
- 3) **学外委員を投票で選出**：経営協議会の学外委員から選考会議の学外委員を選出するに際しては、経営協議会の全委員による投票によっています（例：北海道大学、大阪大学）。
- 4) **ダイバーシティの確保**：学外委員が特定の属性の者に偏ることのないように、選出方法に工夫を凝らすことで、委員のダイバーシティを確保しています（例：北海道大学、大阪大学、広島大学）。

### 3. 千葉大学の学長選考・監察会議の委員の選出の問題点

上記2で記した他大学の選考会議の委員の選出と比較すると、千葉大学での選考会議の委員の選出には、次のような問題があります。

- 1) **利益相反の防止体制の欠如**：利益相反に関わる事由の存在のため公正かつ中立的な判断を行うことが困難との疑いをもたれる者を、選考会議の委員に選出しない仕組みが、存在していません。この結果、宮坂信之氏は、2016年度から選考会議の学外委員を務めつつ、医学部附属病院監査委員会委員長も務め、先般の学長選考では議長として附属病院長を学長に選出するなど、本学の学長選考の中立性・公正性には重大な疑念が生じています。
- 2) **任期制限の欠如**：学外委員の任用が、きわめて長期化しています。たとえば黒木登志夫委員は、2008年度から学外委員を務めており、2023年度で16年目でした。島田精

一委員は2012年度からなので12年目、河田悌一・銭谷眞美の両委員も2014年度からなので10年目でした。こうした任用の長期化は、選考の中立性・公正性に疑問を投げかけています。

3) **学外委員の選出は事実上、学長の指名**：経営協議会の学外委員から選考会議の学外委員を選出するに際しては、原案を承認しているのみです。経営協議会の議長は学長なので、これは学長の指名案を承認しているものと考えられます。こうした選出方法は、以下に述べるように学外委員の構成を偏ったものとしており、また選考会議に公正性が欠けていると見なされる一因となっています。

4) **ダイバーシティの確保体制の欠如**：2004年の法人化で選考会議が設置されて以来、女性の学外委員は1人もいません。また2008年に医学者の黒木登志夫氏が初めて選出されたあと、2016年には2人目の医学者として宮坂信之氏が選出されており、以後は学外委員7名中2名をこの両氏が占めています。他の総合大学ではほぼ見られない偏りです。

このように、千葉大学の選考会議の委員の選出は、国立大学法人ガバナンス・コードの遵守という点で問題があるのみならず、他の主要国立大学から相当な遅れを取っています。

#### 4. 千葉大学の学長選考・監察会議の委員の選出に関わる学内規程改正の提案

千葉大学ユニオンは、本学の選考会議の委員の選出に関して、以下のように学内規程等を改正することを提案します。

- 1) **利益相反の防止**：千葉大学学長選考・監察会議規程に、「利益相反に関わる事由の存在のため公正かつ中立的な判断を行うことが困難であると認められる者は、選出しないこと」という条文を盛り込む（参考：大阪大学総長選考・監察会議規程）。そのうえで、このような者は選出にも関与させないことや、利益相反がないことの宣誓書をすべての委員が提出することなどを、教育研究評議会や経営協議会において申合せ。
- 2) **学外委員の任期制限**：千葉大学学長選考・監察会議規程に、選考会議の学外委員の任期を最大で6年に制限することを記した条文を盛り込む。または、千葉大学経営協議会規程に、経営協議会の学外委員の任期を最大で8年に制限することを記した条文を盛り込む。
- 3) **学外委員を投票で選出**：経営協議会の学外委員から選考会議の学外委員を選出するにあたっては、投票で選出することを経営協議会の申合せなどで定める。
- 4) **ダイバーシティの確保**：学外委員について、その属性に偏りが生じないように、千葉大学学長選考・監察会議規程に「学外の多様な意見を会議運営に反映する観点から、業種、専門分野その他の要素に係るバランスに配慮して選出を行うこと」という条文を盛り込む（参考：大阪大学総長選考・監察会議規程）。または同趣旨のことを経営協議会の申合せ等で定める。

以上のように、千葉大学ユニオンは、国立大学法人ガバナンス・コードをふまえ、また本学の理念「つねに、より高きものをめざして」を実現させるために、千葉大学学長選考・監察会議規程および千葉大学経営協議会規程の改正、ならびに新たな申合せの制定等を提案します。

関係各位におかれましては、学長選考・監察会議、経営協議会、教育研究評議会において、この提案を議論していただけますよう要望します。また、この提案について、関係各位と協議する場を持つことも要望します（日程等の詳細は、今後相談させていただきます）。ご多用中恐縮ですが、ご対応いただけますよう、よろしく申し上げます。

千葉大学ユニオン  
〒263-8522 千葉市稲毛区弥生町 1-33  
千葉大学 学際研究棟 119 号  
TEL&FAX：043-290-2234  
Mail：cuu@e-mail.jp